

動物愛護管理をめぐる主な課題に対する
第 45 回検討会以降の委員意見

平成 29 年 9 月 8 日

文責：金谷

1. 飼い主責任のあり方

適正飼養を飼い主に浸透させるための手立て

- 環境省ホームページに適正飼養の動画サイトを設置
 - ・理想の飼い主像を具体的に示す（散歩のマナー、繁殖制限、室内飼育、不妊去勢手術、飼い主のいない猫活動など）
 - ・悪い例も示す（ノーリードの散歩、放し飼い、多頭飼育崩壊など）
- 【参考】東京都動画サイトで公開中
 - 「犬を飼うってすてきですか？」 「ボクの家にはネコがくるよ」
- 譲渡講習会での適正飼養の徹底
 - ・安易な譲渡は行わない。模範的な飼い主になってもらうための機会とする。
 - ・譲渡団体への支援対策

多頭飼育等の予防対策

- 自治体の動物行政部門と福祉行政部門との連携の強化を支援する仕組み
- 多頭飼育を予防する規制の検討

2. 動物取扱業に求められる役割と今後の在り方

動物取扱業に対する規制措置の在り方

- 行政、事業者、消費者が施設や飼養管理基準への適合について、動物福祉の観点から客観的に判断できる内容とし、動物の適正な取扱いを確保につなげていただきたい。
- 現在、経過措置中の犬・猫の販売等のための日齢について、科学的知見から検討を進め、流通販売が可能となる日齢を定めていただきたい。

3. 行政機関が果たすべき役割・・・

自治体による犬猫の引取りのあり方

- 所有者からの引取りの事前相談においては、獣医師職員が状況をよく聞き、自分で譲渡先を探す努力をする、問題行動の改善のための訓練や疾病の治療の助言を行うなど、今後一層のコミュニケーション能力の向上が求められる。

自治体による犬猫の譲渡・殺処分の在り方

- 収容中の死亡、動物福祉の観点から行う殺処分を除いた殺処分の削減を目指すことを広く理解させる取組が必要

- 殺処分を減らすことを目指していくと、収容頭数の増加、飼養管理日数の長期化により、収容能力を超えてしまう恐れがあり、また1頭ごとの飼養管理の質が低下することは避けなければならない。
- 地域によって自治体の対応状況は異なる。一律に殺処分がなくなることを目指すというのは実態にそぐわないのでは。

5. 「人と動物が共生する社会」の将来ビジョン

- 「不必要な殺処分」という表現はいかがなものか。各自治体における殺処分は適正な理由により行われており、「必要な殺処分」と言いうこともできるのではないか。表現に配慮が必要。

3 (行政機関の果たすべき役割)について、

動愛法 35 条 3 項について

(所有者の判明しない犬猫の引き取り義務)

これは削除(廃止)を検討していただきたい。

(以下、理由)

まちなかに野良犬猫がないようにする、といった当初の動愛法の趣旨は理解できる。

しかし、引き取り現場では、拾得者からの持ち込みかどうか判断できないこと、

及び、頂いた資料を見ると所有者からの持ち込みよりも多くを占めていることから(資料は犬については狂犬病予防法や条例に基づく捕獲も含んでいると思われるので猫のように単純に言えないかもしれないが)、この規定がある限り、引き取り数の減少・現場の判断の苦慮は減少しないと思われる。

また、私への法律相談でも、

・飼い主が拾得を装って持ち込んでいることが疑われるケース(犬は明らかに拾得者になついているなど)、

・遺棄なのに拾得を装っていることが疑われるケース

が多々あり、この規定がある限り、遺失物横領、窃盗などの犯罪を誘発するおそれもある。

配布資料によると、附則などを根拠に、防いでいるようだが、根拠にはならず困難。

速やかに廃止すべき条項と考える。

ただし、廃止後、36 条 1 項による負傷動物による引き取り条項を使い、

ケガをさせて持ち込むケースの増加が予想されるため、この点への手当が必要と思われる。

① 所有者からの引取り(35 条 1 項)の拡充、

② みだりな殺傷や虐待、遺棄が疑われる場合の警察への通報義務。

つまり、遺棄、遺失物いずれも原則は警察が対応することにし、ただし公衆衛生的見地、動物保護の見地から、警察は、動物の健康状態に鑑み保健所、動物愛護センター等の所管自治体と連携し、といった文言を遺失物法なりに入れ、実際はセンターに委託(移送)できるようにしておくことが現実的である。

なお、35 条 3 項の廃止が難しい場合、拾得による持ち込みをごく限られた運用にするような手当が必要。

(拾得と遺失物の問題)

・本来、拾得は遺失物法により警察へ持ち込むべき。

・その後警察からの委託で3ヶ月センターが預かるなどはあるにせよ、あくまで遺失物法で処理して所有権を切っておく必要がある。

・具体的には、遺失物法と民法の改正が必要。遺失物法4条3項を廃止し、遺失物法9条(2週間の処分)で犬猫は2週間の公告期間後判明しない場合は自治体の所管センターに引き渡すことができるとする。あわせて、民法240条に、犬猫について2週間の公告期間後所有者が判明しない場合センターに所有権が移る、あるいはもとの所有者の所有権は消滅する、ということを追加する。

・拾得者が35条3項でセンターに持ち込むのは所有権の問題が起きない(殺処分が予想されるような譲渡に適さない)犬猫だけと考えるべき。

・そうでないと譲渡後元飼い主から引渡しを請求された場合、譲受人は拒絶できない。

・この問題は結構な頻度で起きている(理由1 ネットの広がりで見つけられた元飼い主がInstagram等で自慢すると惜しくなった元飼い主が名乗り出る

理由2 平成11年遺失物法改正後、警察が拾得者に積極的に35条3項でセンターに持ち込むよう誘導しているため。

理由3 殺処分であれば所有権は消滅するが、譲渡処分が一般的になったため)。

2017年8月31日

田畑 直樹

第45回 動物愛護部会における意見について

2、動物取扱業に求められる役割と今後のあり方

①動物取扱業に対する規制措置のあり方

動物取扱業が多様化する中で基準の細分化、明確化には賛成です。しかし動物園を取扱業（展示業）だけでくくり規制するのは限界があります。

動物園としての定義をしっかりと定め（例えば動物園法）他の展示業とは差別化を図るべきと考えます。

3、行政機関が果たすべき役割、行政機関と民間との連携のあり方

⑤学校での動物愛護管理教育のあり方

動物福祉の観点からすると、現在の学校教育の中で動物を飼育することは限界があります。その中で動物愛護管理教育は無理だと思います。まさに、動物園水族館、その他適正な展示業者において動物愛護管理教育、動物福祉教育、環境教育を実施すべきと考えます。

4、社会的規範としての動物の愛護及び管理のあり方

①動物に対する考え方の把握・整理 ②アニマルウエルフェアとは何か

西洋と日本（東洋）の動物観の違いを整理し、その上で社会規範としての動物愛護管理のあり方を議論することには賛成です。

動物愛護ではなく動物福祉（アニマルウエルフェア）の視点に立つことが今後は重要と考えます。

③家庭動物と産業動物、実験動物の取扱

動物園動物を別立てとして取り扱いについて議論していただきたいと思います。種の保全、環境教育などに焦点を当て、いわゆる癒し系展示（ふくろうカフェ等）とは明確に区別すべきと考えます。

5、「人と動物が共生する社会」の将来ビジョン

地球規模の持続可能な環境を考えるならばヒト、生物（動植物）、自然環境のつながりをどう維持していくかが重要と考えます。「ONE HEALTH」の考えに基づいて、環境省が行動するときに来ていると思います。

追加意見(藤井)

【意見1】資料1の9ページにある「対面説明時間について犬猫とも30分以上かかる取扱業者は年々増加している」という説明に関連し、生体のネット販売の現状についての意見です。

移動販売やネット販売による衝動買いを抑制するため「現物確認」と「対面説明」の徹底が法律で定められています。その後も、生体のネット販売は続いております。

昨今の販売(または紹介)のサイトでは、幼齢個体の写真を掲示した広告・販売を、よく見かけます。また、このようなサイトでは、遠隔地のブリーダーからの購入も可能で、この場合、犬猫を貨物として空輸されることもあります。ブリーダーから委託された代行業者が空港で犬猫を受け取り、その場で、購入希望者に引き渡すこともあるようです。このような遠隔地から犬猫を購入する場合、ブリーダーと購入希望者の間で、触接、「現物確認」と「対面説明」ができないため、ブリーダーの委託を受けた代行業者が、その業務を代行することになります。本件について、まずは早急に実態を調査いただき、以下の点において法律に違反することが無いのか、確認をいただくことが必要ではないかと考えます。

- 施行規則第2条4項四に、「第一種動物取扱業の登録申請において、事業所以外で重要事項を説明等する職員の氏名を提出」が定められている。ネットで販売(または紹介)するサイトを運営する事業者が第一種動物取扱事業者の申請をした際に、「事業所以外で重要事項を説明する職員」として、遠隔地において重要説明事項の説明を委託する代行業者の氏名を提出しているのか？
- 施行規則第8条二に、「販売業者及び貸出業者にあつては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出しに供すること。」と、同条三に「販売業者及び貸出業者にあつては、二日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。)を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。」と定められている。空輸された生体が空港等において代行業者を介して購入希望者に譲渡しをされるようなケースでは、輸送後の2日間以上の目視確認を行う必要はないのか？ ブリーダーと代行業者の間で所有者の移転はなくても、生体への負荷を考えれば、2日間以上の目視確認は必要ではないのか？
- 第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目(平成26年環境省告示70号)の第6条一に「安易な飼養又は保管の助長を防止するため、事実を反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を過度に強調すること等により、顧客等に動物に関して誤った理解を与えることのない内容とすること。」と、同条二に「販売業者にあつては、販売に供しているすべての動物を顧客が目視により、又は写真等により確認できるようにすること。」と定められている。このことから、展示とは目視又は写真等による確認ができる状態と解される。法律第22条の五に、「犬猫等販売業者(販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。)は、その繁殖を行った犬又は猫であつて出生後五十六日(附則第3条により、現在は、出生後四十九日)を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。」と、幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限が定められている。販売可能な週齢に達しない幼齢個体について、その写真と価格をサイト上に掲示することは、これらの条項に抵触するのでは？

【意見2】資料2-2の26ページにある「人と動物が共生する社会」について具体像をとりまとめることに関する意見です。

ペットフード協会の調査等において、動物を飼育する世帯の割合は、それほど変わっていない(増減がない)ことが示されています。犬または猫を飼育する世帯は約20%程度ですが、多くは子犬・子猫の段階で譲り受けるため、家庭内で子犬や子猫の誕生に立ち会う機会は、昔に比べてかなり減ってきているのではないのでしょうか。

動物愛護法の改正に合わせ、動物取扱業者への規制が強化されてきました。JKCから教えていただいた統計によると、10年前に比べブリーダーの数は減少傾向にあり、その中でも特に小規模のブリーダー(年間10頭以下の繁殖)の登録者数が、著しく減少しているとのこと。

法律第10条で、「業」として営むものは登録が必要と定められています。なお、業の考え方については、①社会性、②反復・継続、③営利性等により判断されます。このうち、反復・継続(=頻度・取扱量)は、改正動物愛護管理法Q&A(大成出版、2006年)のQ23に「動物の取扱いを継続反復して行っているものであること、又は一時的なものであっても多数の動物を取り扱っているものであること(例:年間二回以上又は二頭以上)」と例示されている。業の範囲については、地方自治体のホームページ等にも、このQ&Aの例示が示され、それに基づく指導が行なわれております。

例えば、避妊処置していないメス犬が3頭の子犬を出産し、その内2頭を、他人に譲り渡した場合、動物取扱業への登録要件となる「年間2回以上又は2頭以上」の条件を、数字上は超えることになります。年間、数頭程度の譲渡で、生計をたてることは困難と思われる。「家庭で繁殖を経験したい」または「少数の繁殖犬を所有し、シードッグを趣味にしたい」という層が消退することは、「人と動物の共生(触れ合い)」を大切にする気風や文化の衰退につながるのではないかと、心配する面もあります。

そもそも、例示の「年間2回以上又は2頭以上」の意味するところも不明瞭と言えます。諸外国では法律により事業者の範囲を規定している国もあります(参考文献:日獣会誌70:264-269,2017.)。商業的販売を行うブリーダーか否かの線引きは、「年間の出産回数」や「繁殖用メス犬の保有頭数」で規定され、国内の指導で用いられる例示のような取引頭数(子犬の譲渡し頭数)で判定する国は見当たりません。

現行のQ&Aの例示による指導について見直しを行うのであれば、諸外国の法規制を参考に、「犬又は猫の繁殖を行なう者で、年間〇胎まで(又は繁殖用メス〇頭までの保有)は、第一種動物取扱業者から除外する。」のような基準を細目等に追加することが望ましいのではないかと考えます。これは、まったくの私案ですが、「〇=3」ぐらいが、妥当なのではないかと考えます。もちろん、どこまでを趣味のレベルとするかは社会通念とも照らし合わせ、決めていけば良いと考えます。欧州委員会の調査では87%がホビーブリーダー、13%がプロフェッショナル・ブリーダーと報告されています(Study on the welfare of dogs and cats involved in commercial practices. SANCO 2013/2014)。事業として大規模な繁殖施設を運営する事業者が、法律で求められる責務を果たすのは当然のこととし、一方では、趣味のレベルで犬猫の飼育や繁殖にいそしむ層に対する過剰な規制については見直しを行い、法律の目的でもある「国民の間に動物を愛護する気風を招来すること」に、社会が向かうことを期待したいと思います。

【意見3】 資料1の8ページにある「所有者明示(個体識別)」に関する意見です。

所有者明示を進めることには賛成ですが、動物愛護法だけで制度設計を進めることには課題があると考えます。

狂犬病予防法第4条に「犬の所有者は、犬を取得した日(生後90日以内の犬を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日)から30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあっては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。」と定められています。狂犬病予防法でも、登録をする目的は、所有者の明示と考えます。

同じ目的のために、犬の所有者に対して二重の負担を強いることは、避けるべきではないかと考えます。

次期法改正が議員立法で進められることになるのであれば、動物愛護法における所有者明示(個体識別)の推進については、狂犬病予防に基づく登録制度と、どのような形で一本化が可能なのかという観点からも、国会において十分にご議論いただけるようお願いしております。

2. 動物取扱業に求められる役割と今後のあり方について

(販売に供される犬猫のマイクロチップ装着・登録の義務化について)

平成 24 年に改正された動物愛護管理法の附則において、販売の用に供せられる犬、猫等に装着を義務付けることに向けて、その情報管理体制整備のために必要な施策を講ずることとされた。

マイクロチップは、家庭動物の遺棄や盗難を予防し、保護動物の飼育者への返還率の向上から処分数を削減し、生産、流通、飼育履歴に関するトレーサビリティを確保する上でも、たいへん効果的な方策であることから、日本獣医師会は平成 10 年頃よりマイクロチップの登録を開始し、普及推進と全国的な制度設計、基盤整備を行ってきた。それにより、現在では、全ての都道府県において、本会の管理運営するマイクロチップデータベースを検索し、飼育者を特定できる状況が整っている状況である。

本来ならば、飼育者の所有明示責任や動物を飼っていない人への社会的配慮を鑑みても、全個体にマイクロチップが装着・登録されることが望ましいが、段階的な普及を考慮し、販売又は繁殖に供される犬猫、使役犬（猟犬含む）を今回の改訂で義務化することが、日本における犬猫の適正管理への近道であると考えられる。動物取扱業は、流通過程や返品再販売等による個人情報を扱う上でも全ての中継点に位置することから、装着や登録を行うのに適したポジションにあると言える。

情報管理体制については、関係行政機関及び犬猫の飼育者の利便性を一番に鑑みれば、管理者の公益性とこれまでの登録数等の実績を考慮しながら、全国統一的に管理できる機関に一任されるべきであると考えられる。ぜひマイクロチップの登録情報の一元化に向けた整備について検討いただきたい。

参考：動愛法附則抜粋

(マイクロチップの装着等)

第十四条 国は、販売の用に供せられる犬、猫等にマイクロチップを装着することが当該犬、猫等の健康及び安全の保持に寄与するものであること等に鑑み、犬、猫等が装着すべきマイクロチップについて、その装着を義務付けることに向けて研究開発の推進及びその成果の普及、装着に関する啓発並びに識別に係る番号に関連付けられる情報を管理する体制の整備等のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、販売の用に供せられる犬、猫等にマイクロチップを装着させるために必要な規制の在り方について、この法律の施行後五年を目途として、前項の規定により講じた施策の効果、マイクロチップの装着率の状況等を勘案し、その装着を義務付けることに向けて検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。